

平成 28年10月28日

浜田市議会議長 西田 清久 様

議員名 岡 本 正 友



## 調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

### 記

1. 期 間 平成28年10月16日(日)～17日(月)

2. 研修内容

『ごみ屋敷条例の制定・運用—規制による解決(対処)と地域ケアによる予防』

3. 研 修 先

(株)地域科学研究会主催 セミナー

会場 剛堂会館会議室(東京都 千代田区)

4. 調査経費 56,655円

(経費内訳 受講料、浜田市～広島空港～羽田～剛堂会館会議室  
往復交通費、宿泊費)

交通費(ホテルパック) 26,800円

交通費(移動費) 4,855円

受講料 25,000円

5. 調査研究活動の概要

別紙のとおり



## 【研修の概要】

- 研修名：『ごみ屋敷条例の制定・運用～規制による解決（対処）と地域ケアによる予防』
- 日時：平成28年10月17日（月）10：00～16：50
- 場所：剛堂会館会議室
- 主催：(株)地域科学研究会

本セミナーは(株)地域科学研究会主催のセミナーで、研修内容が全国的な喫緊の課題と認識し、浜田市から3名で受講した。

講師は以下の方々で有る。

関東学院大学副学長 法学部教授	出石 稔 氏
横浜市健康福祉局企画課担当係長	飯田 学 氏
豊田市環境部環境保全課指導調整担当長	青木 誠 氏
足立区環境部生活環境保全課長	祖傳 和美 氏

### 1. 自治体のごみ屋敷対策を考える・・・出石 稔

#### (1) ごみ屋敷問題の所在（条例の立法事実）。

ごみも個人の敷地内に有れば、固有の財産であり勝手に処分できない。その結果、ごみ屋敷は防災機能の低下、不法投棄や放火の誘発、土壌や水質の汚染、害虫や悪臭の問題などを引き起こしている。ごみ屋敷条例は自治体に対象となる住人への指導・勧告の権限を与え、強制撤去の費用を住人が負担出来なければ、自治体が肩代わりすることを可能にするものである。

ごみ屋敷の発生には

- ①物に対する執着、捨てられないなどの確信犯的な発生によるもの
- ②個人の生活感（性格等）に起因する発生（不快に思わない、片づけられない）
- ③高齢者世帯での発生（ごみと認識するが、片づけられない）

☆③が一番の課題である！

#### (2) 自治体のごみ屋敷対策の経緯

憲法29条 財産権の保障が明記されている

民法206条、207条、使用収益の自由（法令の制限内において…）

本人がごみと思わなければ、財産（廃掃法）→行政が一般廃棄物として処分出来ない。

解決する為に、ごみとしてではなく「財産」として認め規制出来ないか？

憲法29条2項…財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。（法律=条例）

S38年6月26日最高裁判例…「奈良県ため池条例事件」⇒条例による財産権の制限を合憲とした。

### (3) ごみ屋敷条例の制定動向

法律はナショナルルール、条例はローカルルール（自治立法）で地域の実情に即した課題可決を目指す独自ルールで強制力もある。

つまり、法を政策実現の手段として、政策法務（自治体「政策」を自治体「法務」で実現する為の手法）として運用する。

ごみ屋敷条例の制定で有るが、平成25年1月1日、足立区において全国初の施行となった。その後、大阪市、京都市、郡山市、豊田市、神戸市、横浜市で制定され、名古屋市、横須賀市では現在検討中である。

制定した自治体は、先進市をベンチマークして各自治体の実情に合った条例にしている。

ベンチマークは条例名称、条例の対象、解決の行政手法・対策、第三者機関等

### (4) ごみ屋敷条例の課題と展望

高齢化と人口減少社会の到来により、ごみ屋敷問題が急速に進展し、全国の自治体の課題となっている。現在は地方より、むしろ都市圏で顕著で、都市部で条例制定が進んでいることの表れである。

対症療法、予防、再発防止で行政手法を用いつつ適正管理、支援等の福祉的対応、地域協働の三位一体の取組が不可欠である。

## 2. [横浜市] 福祉的支援に重点をおいた条例の制定と対策の進め方・・・飯田 学 ～根本的な問題解決を目指すための取組み～

### (1) 横浜市の「ごみ屋敷」対策の基本的考え方

加齢や疾病による身体機能の低下、経済的困窮、地域からの孤立等の課題で、福祉的な側面からのアプローチをしている。

### (2) ごみ屋敷対策の検討経過

福祉部局を中心に、資源循環局、関係各区局の部長級で検討会議

主な検討項目は①対策の方向性の確認 ②条例の対象 ③条例は必要かどうか ④条例に盛り込むべき事項 ⑤区局の役割分担、窓口 ⑥撤去支援のあり方など

### (3) 条例の概要

不良な生活環境の発生を未然に防ぐとともに、その解消、かつ再び発生させないための支援及び措置を定める事により、市民の安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

以下、支援、措置、調査、審議会の設置と続く。

### (4) 推進体制と今後の取組

局直営では無く区役所を起点に福祉保健センターの専門職と総務部が連携、曲馬バックアップする。

「何かお困りごとはありませんか？」というスタンスで、信頼関係を築く、役割分担をしながら組織として対応する。地域と関係機関の連携が重要である。

3. [豊田市] ごみ屋敷対策の取組・・・青木 誠  
～条例制定までの経緯と支援の推進体制～

(1) 条例制定の経緯

同じ町内に2軒のごみ屋敷、地域住民が「見守り型」で対応しごみを撤去後、テレビに取上げられた直後に火災発生！

平成13年～平成25年までの間6回の撤去を実施、総量約110トン、撤去費用350万余りである。

制定に向けた法的整理（廃棄物処理法、憲法、民法、消防法、一般廃棄物持ち去り禁止条例等）を行った。その結果ごみ屋敷条例の制定が必要となった。

(2) 条例の概要（パブリックコメントの概要）

①調査、立入権限を既定 ②ごみ屋敷に対する支援を規定 ③ごみ屋敷に対する措置を規定 ④緊急安全措置（即時執行）を規定

パブリックコメントの結果、窓口の一本化、騒音や悪臭等の一過性の事案は含めない、地域住民や市などの見守り等の支援、再発防止に努める

(3) 関係部署との連携体制

庁内対策会議では、再発防止のための取組を重点に調整する  
審議会…多方面の専門家から、客観的な意見を聞く

(4) 今後の支援推進体制

表面化している問題（環境問題）と内在している問題（多くは福祉の問題）に対処

福祉・環境のベストミックスで対応する。

4. [足立区]「生活環境の保全に関する条例」の制定・・・祖傳 和美  
～問題解決100件突破～

(1) 全国に先駆けて解決への取り組み

① 条例の概要

平成24年度からの相談件数168件、解決件数112件

ごみ屋敷の原因は、高齢・障がい・精神疾患・生活困窮などで、解決への取組として、専管組織の設置により受付の一本化、3日以内の現場確認

② 支援の内容

生活環境保全審議会において、樹木の伐採やごみの片づけに対し、上限50万円の助成、協力団体への謝礼として1日の上限5万円の支援。

### ③庁内連携の取組

都市建設部による「道路・建築監察PT」の提言  
都市建設部と福祉・衛生部との連携

#### (2) 解決事例とその手法

③の取組により、個別に対処している。

ホームレスになった事例、高齢者一人暮らしからの事例、廃家電のストックヤードからの事例、空地への不法投棄からの事例などが説明され、それぞれ解決に向けた手法を説明頂いた。

#### 【所 感】

午前10時から午後5時まで4コマの、セミナーであった。

参加者は議員を始め、行政の担当者で、これから増えるであろう高齢化などに伴う、ごみ屋敷、危険家屋への対応が喫緊の課題であると感じた。

ごみ屋敷化する一因は、ごみの分別が引き金になる事も多いとのことであった。いずれにしても国の法律改正により、浜田市でも早急に条例の制定がなされるはずである。

この研修において、様々な学びが有り政策実現に向けて提言して行きたい。



